

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、
一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

(これまで)

- ・ 対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・ 要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

対象の拡大 (4月20日～)

休業等により収入を得る機会が減少し、
離職等と同程度の状況にある方も対象

さらに使いやすい制度へ (4月30日～)

ハローワークへの求職申し込みが不要に

支給家賃上限額 (米子市の場合)

- ・ 単身世帯：34,000円
- ・ 2人世帯：41,000円
- ・ 3人世帯：44,000円

住居確保給付金については、米子市福祉課にご相談ください。

電話：0859-23-5151・5152

受付時間：8時30分から17時(土日・祝日を除く)

※新型コロナ感染防止のため、事前の相談予約をお願いします。